

資料 別紙

(参考資料)

地域包括支援センター運営方針関係資料

平成28年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年11月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

包括的支援事業における委託方針

委託方針

地域包括支援センターは、本市との契約に基づき、別途定める「仕様書」及び「包括的支援事業実施要領」を遵守し、本市が定める次の方針を踏まえ担当圏域における総合相談窓口（ランチ）と一体的に包括的支援事業を実施すること。また、高齢者ができる限り長く住み慣れた地域社会で生活できるように、高齢者のニーズに応じて適切にサービスが切れ目なく継続して提供される仕組みである『地域包括ケア』を目指すこと。

- (1) 『地域包括ケア』推進のために、医療・保健・福祉・介護・地域・行政などが連携する地域でのネットワークを構築する。
- (2) 地域包括支援センターは、多職種協働による個別の高齢者支援の積み重ねよりネットワークづくりを実施していく。
- (3) 包括的支援事業の具体的な実施については、評価のしくみにおける「評価項目（事業実施基準及び応用評価基準：別表参照）」におきかえることとする。
- (4) 担当圏域の「地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ」を各区地域包括支援センター運営協議会等に報告する。
- (5) 評価の結果を反映した事業計画（改善取組み計画）を作成、実施し、年度末にその振り返りの自己評価を実施する。
- (6) 包括的支援事業に位置付けられる「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」の各事業と連携し、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う。

包括的支援事業の具体的な実施について

包括的支援事業の具体的な実施方針・方法については、「評価の手引き」・「各業務のマニュアル、手引き」等を活用し、「区地域包括支援センター運営協議会実施マニュアル」を参考にすること。また、事業のまとめ 見えてきた課題 事業計画 関係機関と協働した取組み 評価というPDCサイクルにより推進していくこと。

1. 評価の手引きについて

評価のしくみでは、当該年の重点評価事業（地域ネットワーク構築）として、より専門性を評価する「応用評価基準」を設定している。応用評価基準の概要は次のとおりである。

- 「地域ケア会議」の充実・機能強化
- 担当圏域における高齢者課題の把握・地区診断の実施
- 高齢者課題解決にむけて関係機関との協働による計画的な取組みの実施
- これらのネットワーク構築の取組みについての関係機関への報告

2. 各業務のマニュアル、手引等きについて

各地域包括支援センターに配布している内容は次のとおりである。

- 高齢者虐待対応マニュアル
- 総合相談支援業務実用集
- 包括がすすめる個別ケースからのネットワークづくり
- 地域ケア会議の展開と見えてきた課題のまとめについて
- 地域包括支援センターがすすめる地区診断 実用集

特に地域ケア会議の充実・機能強化を図りつつ、医療と介護の連携を促進し、ネットワークの構築に向けた取組みを推進すること。

ただし、これらの「包括的支援事業における委託方針」は、介護保険制度の見直し等に応じて、追加修正されることがあります。

介護保険法（抄）

（実施の委託）

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

介護保険法施行規則（抄）

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業（法第百十五条の四十五第二項第四号 から第六号 までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 第一号介護予防支援事業の実施方針
- 五 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 六 法第百十五条の四十八第一項 に規定する会議の運営方針
- 七 当該市町村との連携方針
- 八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 九 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)（抄）

3 市町村の責務

市町村との役割分担及び連携の強化

センターの運営に当たっては、市町村が直接実施する場合や運営を委託する場合といった運営形態があるが、いずれの場合においても公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められる。特に、市町村からの委託を受けて運営されるセンター（以下「委託型センター」という。）については、多様な運営主体が委託先となり得ることから、センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できない。このため、センター業務（第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）を委託する場合は、市町村がセンターの運営方針を示すこととされている（法第115条の47第1項）。

運営方針の策定に当たっては、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、活動目標、業務内容等を設定することとし、市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図っていく。具体的には、以下のアからケに掲げる内容を踏まえながら、運営方針を定めることとされているが、例えば、市町村とセンターが協働して方針を策定していくなど工夫を行うことで、当該方針に対するセンターの理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。（施行規則第140条の67の2）

また、市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

(例)・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応

- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり

イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

(例)・認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認

- ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

(例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催

- ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進

エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

(例)・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

オ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(例)・個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等）

- ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催

カ 地域ケア会議の運営方針

(例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法

- ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標

キ 市町村との連携方針

(例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催

ク 公正・中立性確保のための方針

(例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録

- ・運営協議会への報告、説明等への協力

ケ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針